

第30次地方制度調査会答申について（会長談話）

本日、第30次地方制度調査会は、「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を取りまとめた。

第30次地方制度調査会がこれまで数多くの調査審議を積み重ね、今回の答申を取りまとめられたことに対して深く敬意を表する。

今回の答申においては、指定都市と都道府県との「二重行政」の解消を図るために「指定都市が処理できるものについては、できるだけ指定都市に移譲」し、移譲する事務を検討する際の「都道府県と指定都市の関係は都道府県間関係と同様に考えることを基本とすべきである」ことが示された。

さらに、特別市（仮称）の意義について、「二重行政」の完全な解消や政策選択の自由度が高まることが明確に示され、当面の対応として、「まずは、都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、実質的に特別市（仮称）に近づけることを目指す」ことが示された。

今後、政府においては、これらの考え方に基づいて、都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を迅速かつ確実に進めていただきたい。

また、住民自治を強化するための具体的な方策や、特別市（仮称）についてさらに検討すべきとされた課題については、指定都市の意見を十分に踏まえつつ、指定都市との協議の場を設け、検討を進めていただくよう強く要望する。

平成25年6月17日
指定都市市長会会長
矢田 立郎